

シンポジウム「再審法改正を考える」実施報告

再審法改正実現本部 委員 津田 二郎 (57 期)



(左から)村山浩昭会員、鴨志田祐美弁護士(京都弁護士会)、徳田靖之弁護士(大分県弁護士会)、河井匡秀会員(司会)

2026年5月30日、「シンポジウム 再審法改正を考える—えん罪事件と死刑事件から—」(以下「本件シンポ」)が行われたので報告する。

1 再審法改正をめぐる情勢

袴田事件再審無罪を契機として、いわゆる「再審法」の不備が指摘され、その改正の必要性が広く指摘された。2024年に国会に超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」(以下「議連」)が結成され、2025年には再審請求人・弁護人への証拠開示、検察官の抗告禁止等を骨子とする「議連案」が国会に提出された(2026年1月の衆議院の解散により廃案)。

これに対し法務省は2026年2月、証拠開示に関連性を要求した上裁判官への提示に留め、開示された証拠の目的外使用の禁止、検察官抗告が禁止されないなど議連案を「改悪」する法制審答申を原案として内閣提出法案を作成した。

自民党は、同年5月、内閣提出法案を事前検討する部会で、異例にも原案を3度にわたり修正させた。野党は改めて議連案を提案した。同年6月2日現在、衆参両院で審理が進められている。

今や再審法改正問題は、大争点である。単位会主催の集会等が各地で開催され、市民の関心も大いに高まっている。

2 本件シンポの内容

本件シンポの開会に先立ち、当会の石原修会長が挨拶をした。

続いて日野町事件、大崎事件が動画で紹介された。いずれも捜査側によって自白が作られた事件であり、日野町事件は被告人死亡後の再審開始決定事件、大崎事件は3度の再審決定に対する検察官抗告により3度覆された事件で、元被告人は98歳になる。えん罪被害の人生に与える大きさを考えさせられた。

その後徳田靖之弁護士(大分県弁護士会)の特別講演「死刑執行再審として菊池事件と

飯塚事件」があった。いずれも死刑執行後の再審請求事件であり、死刑執行が裁判官の判断のハードルをあげているとの指摘があった。また袴田巖さんの心身を追い詰めたものは死刑執行への恐怖だったのではないかと、死刑執行停止制度の創設の提起があった。

続けて鴨志田祐美弁護士(京都弁護士会)、当会の村山浩昭会員、徳田弁護士3名でシンポジウムを行った。法制審の組織的手続的問題点のほか、法制審答申には研究者有志や元刑事裁判官有志から反対声明が出たこと、自民党内の事前審査で異例の修正がなされた経緯や真実発見と無辜の救済の観点から政府案の修正が必要不可欠であること、再審の証拠を持たない請求人側から提起する手続きである特殊性が事案と経験を紹介しながら触れられ、証拠開示に関連性を要求することで従来なら開示されていた証拠すら開示されないおそれがあること、証拠の意味づけは裁判所にはできない以上開示は請求人らになされるべきであること、開示証拠の目的外使用禁止が多大な萎縮効果を招く可能性があること、検察官抗告によって再審公判までに著しく時間が掛かることが詳細に語られた。

会場から神山啓史弁護士(第二東京弁護士会)が、「東電事件の再審開始決定では再審請求書に記載した証拠には触れられなかった」として、再審事件の特殊性と政府案の不当性について発言した。

最後に、袴田ひで子さんのビデオメッセージが紹介され、再審法改正の必要性和弁護士らに対する期待が語られた。

閉会にあたり、当会の菊地真治副会長が挨拶をした。